資産の有効活用しませんか? 再利活用できる住宅募集中!





この制度は、空き家を「売りたい方」「貸したい方」に空き家情報を登録していただき、その空き家に関する情報を市ホームページや掲載依頼のあった外部メディアに公開し、空き家を利用希望される方へ情報提供する制度です。

空き家をお持ちの方は、企画課移住定住推進室にご相談ください。

宇和島市では、空き家をお持ちの方と移住を希望する方の橋渡しを行っています。

活用メリット ①

家は人が住まなくなると、あっという間にダメになってしまいます。 家屋の維持のためにも、入居者に管理してもらうという気持ちで、 売却 または お貸ししてみてはいかがでしょうか?



賃貸の場合、家賃収入を固定資産税の支払いにあてるなどのメリットもあります。

活用メリット ②

地区に空き家が増えると、防犯や防災の問題、景観悪化を招くおそれもあります。 人が移り住むことで、**地域の活性化**にもつながります。



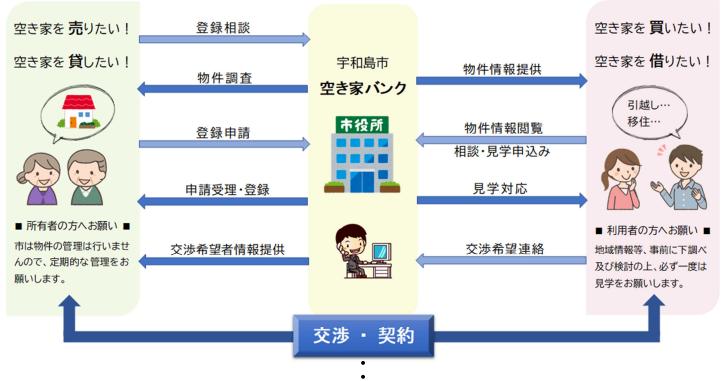
♀ 下記まで、お気軽にご相談ください。



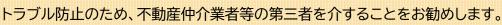
宇和島市企画課 移住定住推進室 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地 電 話 / 0895-49-7105 メール / iju@city.uwajima.lg.jp



空き家バンクへの登録 と 利用の流れ



市は、空き家物件の情報提供・連絡調整を行いますが、<u>交渉・契約には介入いたしません。</u> 空き家所有者と利用希望者との当事者間での交渉・契約となります。





登録対象物件は?

- ① 宇和島市内にある、住宅として利用していた空き家
- ② <u>人が住むことができる状態の物件</u> (天井・壁・床等が壊れていない、雨漏りしていない、腐食していない、水回りの使用が可能)
- ③ 土地/建物が登記されている物件
- ④ 固定資産税の未納がない物件

空き家を ◇登録したい方 / ★利用されたい方へ

- ◇空き家バンクの登録申請は、原則「土地/建物の所有者」が申請者となります。
- ◇申請をいただいても、その他要件等により登録できない場合もございますので、ご了承ください。
- ★空き家を利用希望の方は、必ず一度は物件を見学し、ご自分で物件の状態や周囲の環境を確認してください。
- ★物件見学は、市職員がご案内します。 但し、閉庁日(土日祝)の対応はできかねます。